

【別添】クライアント作業場所及び利用台数

(1)税務担当所属の作業場所及び台数

		端末台数(R6. 12時点)	うち導入済み台数(利用台数)
前橋行政県税事務所	前橋市上細井町2142-1	83	29
渋川行政県税事務所	渋川市金井395	15	4
伊勢崎行政県税事務所	伊勢崎市今泉町一丁目236	27	4
高崎行政県税事務所	高崎市台町4-3	56	20
藤岡行政県税事務所	藤岡市下栗須124-5	11	4
富岡行政県税事務所	富岡市田島343-1	10	3
吾妻行政県税事務所	吾妻郡中之条町大字中之条町664	17	9
利根沼田行政県税事務所	沼田市薄根町4412	17	9
太田行政県税事務所	太田市西本町60-27	43	13
桐生行政県税事務所	桐生市相生町二丁目331	17	6
館林行政県税事務所	館林市仲町11-10	18	4
群馬県自動車税事務所	前橋市上泉町397-5	43	5
群馬県総務部税務課	前橋市大手町1-1-1 群馬県庁9階	35	25
計		392	135

(2)税務担当所属外の作業場所及び想定台数

		想定台数
群馬県総務部市町村課	前橋市大手町1-1-1 群馬県庁9階	2
群馬県知事戦略部戦略企画課	前橋市大手町1-1-1 群馬県庁10階	2
群馬県会計局会計管理課	前橋市大手町1-1-1 群馬県庁3階	4
計		8

(1)「端末台数(R5. 12時点)」と(2)「想定台数」の合計 400

※(1)について、「端末台数(R5. 12時点)」は税業務で使用している端末の全台数を、「うち導入済み台数(利用台数)」は、税業務で使用している端末のうち、電子申告システム(審査業務・審査運用)又は国税連携システムのいずれかが導入済みである端末台数を示している。
 税務担当所属においては、サービス利用開始に合わせて、全端末に導入するため、導入にあたり必要な支援を行うこと。
 なお、令和9年度中に税業務で使用している端末その他機器を更新する予定である。機器更新に係るeLTAXの導入、設定等業務についても本件の調達範囲内とする。

※(2)について、R5. 12時点で税務担当所属外への電子申告システム(審査業務・審査運用)又は国税連携システムの導入実績は無い。
 よって、いずれかのシステムを導入する可能性のある想定台数を示す。

以上は見積参考資料として提示するものであるが、今後、eLTAXに係る法令や制度の改正・変更、当県における組織改正等が発生した場合は、作業場所や台数が大幅に変更となる可能性があることに十分留意すること。

なお、年度ごとの作業場所及び利用台数については、年度当初及び中途の人事異動・組織変改正などの動向を踏まえ、委託者から適宜指定するものとする。